

メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第 11 回】

権力分立制

1 権力分立制の意義

- 近代立憲主義では、国民の自由を確保するために、憲法で人権を保障するとともに、国家機関の設置と権限配分に関する基本原理として、権力分立制を導入した。

※権力分立制 = 国家の権限を立法権・司法権・行政権の三権に区分し、それぞれの権限を異なった国家機関に担当させるとともに、各国家機関を相互に抑制関係に置き、権力の集中を防ぐという制度。

- したがって近代憲法は、人権保障と並んで、権力の分立を不可欠の要素とする。

cf. 1789年フランス人権宣言 16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を持つものではない。

- 権力分立制は、国家権力の集中を防ぐことによって、国民の人権を守るために存在するため、人権保障と権力分立は目的と手段の関係にある。

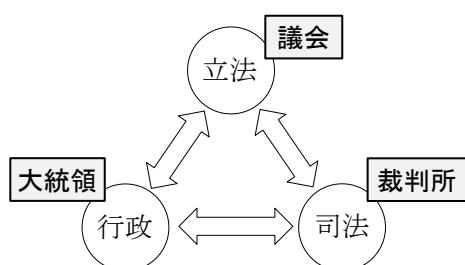
$$\boxed{\text{憲法}} = \boxed{\text{人権保障}} + \boxed{\text{権力分立}}$$

〔目的〕 ← [手段] 奉仕

2 権力分立制の類型

① 大統領制モデル（アメリカ型）

⇒ 三権が互いに独立し、対等な関係にある



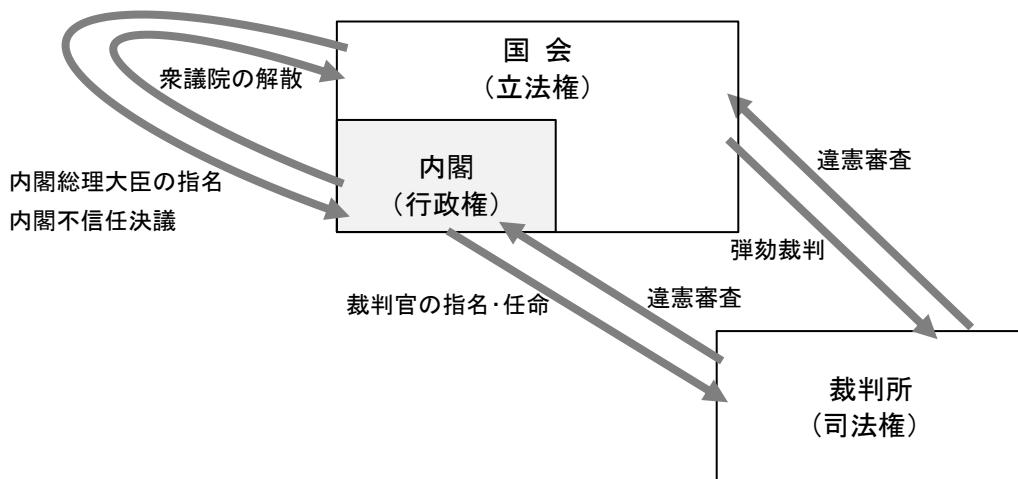
② 議院内閣制モデル（イギリス型）

⇒ 立法権と行政権の人的構成が重複し、両者が協働関係にある



3 日本国憲法が定める権力分立制

- 日本の権力分立制は、イギリス型の議院内閣制を採用しているが（66条③・67条①）、司法裁判所に違憲審査権を認めている（81条）という点においては、アメリカ型の厳格な権力分立制を探り入れている。



4 国会と内閣の関係

（1）議院内閣制

- 憲法 66 条③・67 条①・68 条①は、内閣と国会の関係について、議院内閣制を規定している。

※議院内閣制 = 内閣が議会の多数決に基づいて組織され、その信任の下に活動し、議会に対して責任を負う制度のこと。（⇒ 超然内閣制）

※憲法 66 条③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

67 条① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。

68 条① 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

- 内閣が国会に対して負う責任は、法的責任ではなく政治責任であり、どのような場合にどのような責任を負うかは、内閣の判断に委ねられている。

- ただし、責任追及の方法として、憲法 69 条は内閣不信任決議権を衆議院に与えており、不信任決議が可決された場合は、内閣は衆議院を解散しない限り、総辞職しなければならない。

※憲法 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

（2）衆議院の解散

- 議院内閣制における内閣と国会の抑制・均衡関係においては、内閣が有する衆議院の解散権が重要な要素となる。

※解散 = 任期満了前に議員の資格を失わせる行為。解散が行われたときは、総選挙を行い、新たな議員を選出する。

- しかし、憲法上、衆議院の解散に関する明確な規定は 69 条しかないため、内閣が衆議院を解散できるのは、69 条の場合に限られるのか、69 条によらない任意の解散も認められるのかが問題となってきた。

◇学説(a) : 69 条説

- 衆議院の解散は、憲法 69 条に定められた衆議院の内閣不信任案が可決されたときのみ 69 条を根拠に内閣によってなされる。

[批判]

- 内閣の解散権が著しく制限されてしまい、議院内閣制や権力分立原理との整合性がとれない。

◇学説(b) : 7 条説（通説）

- 衆議院の解散は、憲法 7 条 3 号に掲げられた「衆議院を解散すること」という国事行為に対する内閣の「助言と承認」（憲法 3 条）を根拠として、内閣によって自由になされる。

※憲法 3 条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

7 条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。

（以下省略）

[批判]

- 天皇の国事行為は、もともと形式的行為と想定されており、内閣の助言と承認の結果、形式的行為となるのではない。例えば、「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」（憲法 6 条①）が、内閣総理大臣の実質的任命権は国会にあるのであって、内閣が天皇に形式的任命を助言・承認するからといって、内閣が実質的決定権を持つわけではない。このように内閣の助言と承認は、天皇の行う形式的行為の実質的決定権の根拠とはなり得ず、したがって衆議院の解散権の根拠とはならない。

★実際の解散制度の運用

実際の解散制度の運用は、憲法 7 条に基づくいわゆる「7 条解散」が定着しており、69 条に基づく内閣不信任決議を受けての解散は、戦後 4 回しか実施されていない。このため、実際的には 7 条説に基づく制度運用が定着している。

◆判例：苦米地事件最高裁判決（1960）

[概要]

- 衆議院の内閣不信任を経ずに、内閣によって一方的に行われた衆議院解散に対して、当時の衆議院議員の苦米地氏が違憲訴訟を提起した事件。

[判旨]

- 最高裁は、衆議院の解散は統治行為に当たるとし、憲法判断を行わなかった。

※統治行為 = 国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為であるため、事柄の性質上、司法審査の対象から除外されると解されている行為。

- ・この判決は、衆議院解散権の根拠を直接示したものではないが、最高裁が統治行為論によって憲法判断を行わなかった結果、7条解散が行われたという事実だけが残り、結果として7条解散が許されることとなり、その後の慣行となった。